

●香川県告示第8号

香川県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年1月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

香川県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成27年香川県告示第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 県の機関が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、<u>経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情について、香川県政府調達苦情処理手続（平成27年香川県告示第103号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、香川県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(委員の身分保障)</u></p> <p>第2条の2 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、<u>在任中、その意に反して罷免されることがない。</u></p> <p>(1) <u>破産手続開始の決定を受けたとき。</u></p> <p>(2) <u>禁錮以上の刑に処せられたとき。</u></p> <p>(3) <u>委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。</u></p> <p>(秘密保持義務)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 県の機関が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情について、香川県政府調達苦情処理手続（平成27年香川県告示第103号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、香川県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>(秘密保持義務)</p> <p>第3条 略</p>

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。